

令和2年第4回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 委員会提出議案 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
第 3 号

日程第5 議案第59号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第71号 GIGAスクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得について
議案第72号 GIGAスクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について

日程第7 同意案第 5号 取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について

-
- 日程第8 議案第60号 取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について
- 議案第65号 (仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について
- 議案第66号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 市道路線の変更について
- 議案第69号 市道路線の認定について
- 議案第70号 市道路線の廃止について
- 議案第73号 指定管理者の指定について
- 議案第74号 取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 議案第75号 令和2年度取手市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第76号 令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第77号 令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第78号 令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第79号 令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)
-
- 日程第9 請願第11号 藤代小学校学童トイレ設置に関する請願
- 請願第12号 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書
- 請願第13号 「取手市立戸頭北保育所」の存続を求める請願
- 請願第14号 市民の共感と納得を得る行政運営に努めることを求める請願
-
- 日程第10 意見書案第13号 福島原発処理汚染水放出に関する意見書
-
- 日程第11 選挙第10号 取手地方広域下水道組合議会議員の補欠選挙について

地方自治法第121条により令和2年第4回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
取手市教育長	伊藤哲
取手市農業委員会会長	倉持光男

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
選挙管理委員会書記長	鈴木文江
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
会計管理者	稲見忠
総務部次長	齊藤理昭
安全安心対策課長事務取扱	齊藤理昭
政策推進部次長	倉持和子
広報広聴課長事務取扱	倉持和子
財政部次長	飯泉定男
公共施設整備課長事務取扱	飯泉定男
福祉部次長	松崎栄
高齢福祉課長事務取扱	松崎栄
福祉部次長	加藤輝代
障害福祉課長事務取扱	加藤輝代
福祉部次長	飯野恵久子
子育て支援課長事務取扱	飯野恵久子
まちづくり振興部次長	石塚幸夫
環境対策課長事務取扱	石塚幸夫
建設部次長	森田正和
管理課長事務取扱	森田正和
建設部次長	堀口一步
道路建設課長事務取扱	堀口一步
都市整備部次長	山崎睦
建築指導課長事務取扱	山崎睦
都市整備部次長	海老原寛
区画整理課長事務取扱	海老原寛

取手市選挙管理委員会委員長	小池健
取手市代表監査委員	片桐弘勝
取手地方公平委員会委員長	高坂明夫

総務部	総務課長	秋山和也
	選挙管理委員会書記長補佐	秋山和也
	人事課長	軽部幸雄
	情報管理課長	大久保益雄
	市民協働課長	佐藤睦子
	市民課長	稲村忠弘
	取手支所長	山崎雅夫
	藤代総合窓口課長	金子秀明
	総務課副参事	澤部慶
	安全安心対策課副参事	鈴木和彦
取手駅前窓口所長	藤原敏幸	
政策推進部	政策推進課長	彦坂哲
	秘書課長	丸山博
	魅力とりで発信課長	立野啓司
	文化芸術課長	飯山貴与子
財政部	政策推進課副参事	高中誠
	財政課長	中村有幸
	管財課長	鈴木正美
	課税課長	橋本直樹
福祉部	納税課長	染谷和之
	納税課課長補佐	村越英敏
	社会福祉課長	下田浩
	高齢福祉課副参事	井橋久美子
健康増進部	障害福祉課副参事	関一彦
	子育て支援課長	川村久美子
	家庭児童相談室長	川村久美子
	健康づくり推進課長	樋口康代
まちづくり振興部	国保年金課長	木村太一
	保健センター長	助川直美
	産業振興課長	海老原輝夫
	農政課長	川村昭彦
建設部	火葬場組合事務局担当課長	高島賢司
	産業振興課定額給付金対策室長	直井徹
都市整備部	排水対策課長	榎根本嗣郎
	水とみどりの課長	森川和典
	都市計画課長	渡来真一
	中心市街地整備課長	飯竹永昌
都市政策推進室	都市計画課長	中村大地
	都市政策推進室副参事	浅野和生

教育委員会	教育部長	田中英樹
	教育参事	森田哲夫
	教育次長	大手勉志
	教育総務課長事務取扱	三浦雄司
	学務給食課長	大越茂
	指導課長	松戸孝泰
	教育総合支援センター長	長塚逸人
	スポーツ生涯学習課長	豊島寿
	スポーツ生涯学習課長	大野篤彦
	公民館課長	飯塚稔
	図書館課長	篠田清孝
	教育総合支援センター副参事	蛭原雅己
	ふじしろ図書館長	三石仁
農業委員会事務局長	染谷久	
監査委員事務局長		
取手地方公平委員会事務局長		

消防本部	消防長	中村健二
	次長	秋山龍司
	総務課長事務取扱	小林良一
	次長	岡田直紀
	予防課長事務取扱	石島良夫
	警防課長	酒井靖
	取手消防署長	福田義久
	戸頭消防署長	齊藤正己
	吉田消防署長	
	櫛木消防署長	

令和2年第4回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	11/30	月	本会議	午前10時	開会、議案上程、提案理由説明、 一部議案質疑・討論・採決、 請願上程・説明・質疑・付託、 取手地方広域下水道組合議会議員補欠選挙
2	12/1	火	本会議	午前10時	一般質問（久保田・海東・染谷・小堤・金澤・ 山野井・石井・須田・結城・佐藤・岩澤・ 落合議員）
3	12/2	水	本会議	午前10時	一般質問（根岸・細谷・鈴木・関戸・小池・ 遠山議員）
4	12/3	木	本会議	午前10時	議案質疑・付託
5	12/4	金	委員会	午前10時	総務文教常任委員会（オンライン）
6	12/5	⊕	休 会		
7	12/6	⊕	休 会		
8	12/7	月	委員会	午前8時45分	建設経済常任委員会（オンライン）
				午前10時30分	福祉厚生常任委員会（オンライン）
9	12/8	火	委員会	午前10時	一般会計決算・予算審査特別委員会 （オンライン）
10	12/9	水	委員会	午前8時45分	総務文教常任委員会（討論・採決）
				午前9時45分	福祉厚生常任委員会（討論・採決）
				午前10時45分	建設経済常任委員会（討論・採決）
				午前11時45分	一般会計決算・予算審査特別委員会 （討論・採決）
11	12/10	木	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決
	12/11 ～24		休 会		議事整理日
26	12/25	金	本会議	午前10時	閉会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、通常よりも長めの12月25日までを会期としております。ただし、取手市において感染の拡大が認められない場合には、12月10日に議決し、閉会する予定です。

令和2年11月26日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 赤羽 直一

一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1.
 - (1) 日時 令和2年9月29日
 - (2) 会議等名称 第2回 臨時会
 - (3) 内容 審議した結果を別紙のとおり報告します。

2.
 - (1) 日時 令和2年10月12日
 - (2) 会議等名称 第2回 定例会
 - (3) 内容 審議した結果を別紙のとおり報告します。

3.
 - (1) 日時 令和2年10月12日
 - (2) 会議等名称 第2回 全員協議会
 - (3) 内容 審議した結果を別紙のとおり報告します。

4.
 - (1) 日時 令和2年11月17日
 - (2) 会議等名称 第3回 臨時会
 - (3) 内容 審議した結果を別紙のとおり報告します。

令和2年第2回臨時会報告

- 1 日 時 令和2年9月29日（火）午後2時から午後2時41分
 2 場 所 常総環境センター・啓発棟二階会議室
 3 出席議員 12名（欠席0名）
 4 議決結果

事件の番号	案 件	結 果
報告第2号	<p>専決処分事項の報告について（守谷消防署南守谷出張所職員の消防活動の際の物損事故に係る損害賠償及び和解）</p> <p>【内容】 令和2年6月6日午前1時10分頃、茨城県つくばみらい市中島の住宅火災において、当組合職員が消火活動中に外壁を損傷させたもので、組合が損害額119,900円を相手方に支払う。</p>	報 告
報告第3号	<p>専決処分事項の報告について（守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解）</p> <p>【内容】 令和2年6月9日午後3時15分頃、つくばみらい市青木地内セブンイレブンつくばみらい青木店先交差点にて、守谷消防署救助工作車と相手方軽乗用車が衝突した事故で、組合が損害額54,327円を相手方に支払う。</p>	報 告
報告第4号	<p>専決処分事項の報告について（消防本部連絡車の交通事故に係る和解）</p> <p>【内容】 令和2年8月7日午後1時18分頃、常総市菅生町倉持産業(株)前県道上にて、消防本部連絡車が相手方普通乗用車に追突した事故で、組合が損害額322,899円を相手方に支払う。</p>	報 告
報告第5号	<p>専決処分事項の報告について（水海道消防署北出張所救急車の物損事故に係る損害賠償及び和解）</p> <p>【内容】 令和2年7月3日午前10時55分頃、常総市中妻町地内路上にて、水海道消防署北出張所救急車がブロック塀を損傷させた事故で、組合が損害額61,100円を相手方に支払う。</p>	報 告

事件の番号	案 件	結 果
議案第 12 号	<p>令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について</p> <p>【内容】 歳入歳出の増減はなしとし、歳入歳出総額 65 億 9,235 万 5 千円とする。 歳出で、総務費の地域交流センター費で新たな指定管理者の指定のため、指定管理料を 721 万 9 千円増額し、予備費の共通分を 721 万 9 千円減額する。また、地域交流センター指定管理料の債務負担行為を追加設定する。</p> <p>【質疑】 ・新型コロナウイルスの影響による収入減少への事務組合の対応は。</p> <p>【答弁】 ・総合建物サービスと当組合との間で減収分の清算について何度か協議したが、組合からの自粛要請に起因する以外のものについては、近隣自治体においてもはっきりとした方針が示されていなかったため、7 月末の時点では回答を示せなかった。</p> <p>【質疑】 ・新たな指定管理者の指定管理料の増額分の算出方法。</p> <p>【答弁】 ・令和元年度の総合建物サービス㈱の収支実績を基にシダックス㈱で試算。</p>	原案可決
議案第 13 号	<p>指定管理者の指定について（常総広域地域交流センター）</p> <p>【内容】 常総広域地域交流センターの指定管理者について、総合建物サービス㈱より指定返上の申し出があり指定の取消処分をしたため、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、新しい指定管理者として圏域内において指定管理業務実績のあるシダックス㈱を指定した。</p> <p>【質疑】 ・今回指定するシダックス㈱の交流センターの職員の配置、雇用、市民へのお知らせは。</p> <p>【答弁】 ・シダックス㈱の方で現在いこいの郷で働いているスタッフ一人ひとりの意思を確認し、引き続きいこいの郷に残る方や総合建物サービス㈱に移る方が大多数で、今回の指定管理者の変更に伴い失業者が出るようなことはない。市民へのお知らせは、組合ホームページ、広報紙等で周知していく。</p>	原案可決

令和2年第2回定例会報告

- 1 日 時 令和2年10月12日（月）午後2時30分から午後4時10分
 2 場 所 常総環境センター・啓発棟二階会議室
 3 出席議員 12名（欠席0名）
 4 議決結果

事件の番号	案 件	結 果
議案第14号	<p>常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>【内容】 人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当を特例として設ける。 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日に遡及適用する。</p> <p>【質疑】 ・なし</p> <p>【答弁】 ・なし</p>	原案可決
議案第15号	<p>令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>【内容】 令和元年度一般会計決算は、収入済額62億7,644万6,030円、支出済額59億7,866万202円で、歳入と歳出の差引額2億9,778万5,828円を翌年度に繰越した。 歳入の主なものは、市町村負担金53億1,185万3千円で、歳入全体の84.6%を占めている。 歳出の主なものは、衛生費で環境センター運営管理費及び指定廃棄物の管理費として18億4,232万792円、消防費で消防・救急業務に24億9,600万3,655円を支出した。</p> <p>【質疑】 ・一般廃棄物の搬入量増加の要因は何か。家庭系・事業系で違いは。</p> <p>【答弁】 ・全体では3.5%増で、家庭系18.3%、事業系2.4%増。家庭系では利便性から持込件数が増加、事業系は事業活動に比例し増加。</p> <p>【質疑】 ・福島第一原発事故に関わる賠償金で賠償の対象外となったとは。</p>	認 定

【答弁】

- ・放射能濃度が基準値の1 kg当たり 100 ベクレル以下となった。

【質疑】

- ・防災センターの備蓄品は、他の場所にも備蓄しているのか。消費期限の近い飲料水はどのようにしているか。

【答弁】

- ・防災センターの備蓄品は、すべて防災センター内に保管しており、他の場所には保管していない。
飲料水は期限が切れる1年前に負担割合に応じて構成8市町に配布。

【質疑】

- ・ごみの処理費で、1億816万円の増額要因は。

【答弁】

- ・平成30年度に施設焼損事故があり可燃ごみの外部搬出処理処分費用を組合が一旦負担し、それを運営管理と委託料で減額相殺した。元年度は通常処理となり増額となった。同様に熔融スラグ搬出処分委託で、平成30年度は外部処理したことで処分量が減少し、令和元年度は通常に戻り増額となった。

【質疑】

- ・粗大ごみ17%増の要因は。

【答弁】

- ・片付け等により個人搬入の直接持込が増加したため。

【質疑】

- ・プラ容器のうちの不純物混在比率は。

【答弁】

- ・プラ容器搬入量1,734トンの内1,005トン、58%が不適物。

【質疑】

- ・生ごみ回収量について、人口比における各行政の回収量に大きな差異がある要因は。

【答弁】

- ・各市で協力世帯を募集しているが、回収効率を考慮し、1地区10世帯を対象とした募集としているため。

【質疑】

- ・堆肥化施設の処理能力は、現状よりどの程度まで増やせるのか。

【答弁】

- ・守谷事業所の処理能力は年間1,143トンで稼働率75%、取手事業所が年間136トンで稼働率86%。

	<p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プールの水源は井戸水なのか。井戸にした経緯は。 <p>【答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年から常総運動公園の整備が開始され、当初は水の供給源は地下水のみであった。その後、公園内に公共下水道を整備したが、屋内プールの施設を始め各施設では引き続き井水を使用している。 <p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年 5 月に常総市坂手町の廃材置場で火災が発生したが、同じような一時保管の場所は圏域内にないか。 <p>【答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災した常総市の立東商事の他、取手市の豊和産業、エナジー株式会社。 	
<p>議案第 16 号</p>	<p>令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）について</p> <p>【内容】</p> <p>歳入歳出それぞれ 7,470 万 8 千円を追加し、歳入歳出総額 66 億 6,706 万 3 千円とする。</p> <p>歳入では、繰越金を増額する。</p> <p>歳出では、地域交流センター費で休館等による指定管理者の損失を補填するため指定管理料を増額、守谷消防署コンプレッサー室及び車庫改修事業の工事請負費を増額し、合わせて繰越明許費を変更する。また、常総環境センター包括運営管理委託の債務負担行為を追加する。</p> <p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂手町火災にかかる人件費等で一般財源が足りなくなったとあるが、今後そのような災害が起きた時どのように予算措置していくのか。 <p>【答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度以降、突発的な災害等に対応できるように、各市に相談し、予備費を増額するなど何らかの対応をしていきたい。 <p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為 158 億円と事業費が増えるが、補修工事を行うと施設が延命するのか。 <p>【答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営管理委託は、今後 10 年間ごみ処理を安定的に行うもので、その中に補修工事費が含まれている。 	<p>原案可決</p>

令和2年第2回全員協議会報告

1 日 時 令和2年10月12日（月）午後2時

2 場 所 常総環境センター・啓発棟会議室

3 出席議員 12名

4 協議事項

(1) 常総広域消防本部総合管理計画について

- ・ 平成30年度に策定した第四次常総地方広域市町村圏事務組合消防基本計画を踏まえ、現状施設の適切な維持管理並びに消防庁舎等の長寿命化を図ることを目的に平成30年1月に策定した常総広域消防本部総合管理計画を改訂した。

【質疑】

- ・ 消防庁舎の整理統合で8署所から6署所になるということで、災害への対応ができるのか。

【答弁】

- ・ 消防力適正配置専門委員会の中で将来の効率的な消防体制を検討し、消防力を集約し、より強化な消防力を提供できる適正配置の計画を策定した。

(2) 常総環境センター長期包括運営管理委託について

- ・ 昨年度に作成した常総環境センター長期包括運営事業内容確定支援報告書を基に要求水準書を作成し、㈱タクマに参考見積りを依頼し、契約に向け提案された内容を精査した。

【質疑】

- ・ リチウムイオン電池等による火災発生件数は。

【答弁】

- ・ 令和元年度の火災発生件数は、焼却施設10件、資源化施設6件。

【質疑】

- ・ 施設の耐用年数は、修繕工事によりどの程度伸びるのか。

【答弁】

- ・ ごみ処理施設の耐用年数は一般的に20年程度とされているが、設備の対策を実施すると35年程度まで使用年数が伸びる。

【質疑】

- ・ 焼却するごみを10%減らしたら、1年位年数が伸びるというようなことはあるのか。

【答弁】

- ・ 専門家に確認する必要がある判断できない。このあと精密機能検査を実施していくので、その都度、機械の状況を把握していく。

令和2年第3回臨時会報告

- 1 日 時 令和2年11月17日（火）午前11時から午前11時13分
 2 場 所 常総環境センター・啓発棟二階会議室
 3 出席議員 12名（欠席0名）
 4 議決結果

事件の番号	案 件	結 果
議案第17号	<p>常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>【内容】 人事院勧告に基づき、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げる。 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>【質疑】 ・平均で減額される額は。</p> <p>【答弁】 ・職員一人当たり平均で18,000円程度。</p> <p>【質疑】 ・職員組合の意見は聞いているか。</p> <p>【答弁】 ・現在、当組合には職員組合がない。</p> <p>【質疑】 ・新型コロナウイルス感染症という非常事態に奮闘している職員について減額する今回の措置をどのように考えているか。</p> <p>【答弁】 ・地方公務員法第14条に地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとある。また、新型コロナウイルス感染症に関する措置としては、第2回定例会において新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を特例で追加した。</p>	原案可決

令和2年11月26日

取手市議会議長 齋藤久代 殿

取手市議会議員 久保田真澄

一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記の通り出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日時 令和2年10月21日（水）、10月30日（金）
- 2 会議等名称 第4回全員協議会、令和2年第2回定例会
- 3 内容 下記のとおり。
 - (1) 令和2年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会
 - 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について
第1条及び第3条中「住民の権利」を「権利」に改める。
何人も、実施機関に対して、情報の公開を請求することができる。
 - 議案第2号 令和元年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について
 - 議案第3号 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,534千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,024,391千円とする。
 - 議案第4号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について
 - 1 均等割 5%
 - 2 実績割 95%
 - (2) 基幹的設備改良事業の進捗状況について

議案1号から議案4号まで全て可決致しました。

令和2年11月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 遠山智恵子

一部事務組合議会の報告

利根川水系県南水防事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1、日時 令和2年11月20日（金）

2、会議等名称 第2回定例会

3、内容 下記のとおり

はじめに管理者（藤井取手市長）の挨拶で、

- ① 2月末まで防災センターの塗装工事を行っており、その間は櫛木消防署に事務所を置く
- ② 今年度はコロナ感染防止のため、水防訓練、研修視察は中止
- ③ 現在、小貝川の護岸工事が取り組まれている

といった内容の報告がありました。

続いて、議案審議に入りました。

1、議案第4号 令和元年度 一般会計決算について

歳入総額 16,417,685 円 歳出総額 14,981,934 円 差引額 1,435,751 円

2、議案第5号 令和2年度 一般会計補正予算について

昨年度決算から今年度予算に繰越金 1,430 千円を積立金として充てる

いずれも質疑・討論はなく全員賛成で可決しました。

以上です。

令和2年11月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 結城 繁

一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 日時 令和2年10月21日
2. 会議等名称 第1回臨時会
3. 内容 下記のとおり。

取手市役所議会棟大会議室におきまして、令和元年取手市外2市火葬場組合議会臨時会が開催されました。

今回の臨時会では、令和元年度火葬場組一般会計決算の認定について、審議されました。

決算の認定では、管理者から提案理由の説明、決算書の内容説明に続き、監査委員から決算審査報告がございました。その後、採決が行われ全員賛成により一般会計決算は原案どおり認定されました。令和元年度の歳入決算額は、1億6,765万5,793円。歳出の決算額は、1億3,149万8,664円となりました。火葬件数は令和元年度の利用件数が2,179件でした。

臨時会終了後、勉強会が行われました。

火葬場組合議会には会議規則が無いので会議規則を定めるということで組合議会にとってどのような規則を定めれば良いのかの話し合いが持たれました。

色々な意見がだされましたが次期議会で決定することになりました。

以上

取市発第340号
令和2年11月25日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第19号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第20号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第21号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場については補修作業を実施した上で、当該事故現場の周辺についても路面状況を点検しました。

専決処分第22号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場及び施設内の樹木について点検しました。

専決処分第19号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年9月29日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年7月24日午後8時頃、取手市新取手一丁目13番地先の市道1-1573号線（関東鉄道常総線の下を横断するアンダーパス）において、相手方所有の自動車が走行していたところ、当該道路の路面舗装がはがれた部分に当該車両のフロントバンパーが接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 75,482円（過失割合 市100：相手方0）

専決処分第20号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年9月29日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年7月18日午後10時10分頃、取手市下萱場1566番地2地先の市道において、相手方所有の自動車が走行していたところ、当該道路の路面舗装がはがれた部分に当該車両の左側前方のタイヤが接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 25,663円 (過失割合 市100 : 相手方0)

専決処分第21号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年10月8日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年6月17日午後0時40分頃、取手市寺田997番地地先の市道において、相手方所有の自動車が走行していたところ、当該道路の路面舗装がはがれた部分に当該車両の左側前方のタイヤが接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 27,173円 (過失割合 市100 : 相手方0)

専決処分第22号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年10月15日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する学校における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年9月7日に、取手市立永山中学校において、敷地内に植えられている桜の木の枝が強風で落下し、中学校の駐車場に駐車していた相手方所有の自動車のボンネットが損傷したものである。

3 損害賠償額 61,965円 (過失割合 市100：相手方0)

取議発第101号
令和2年11月27日

議員各位

取手市議会議長
齋藤久代

議員派遣の件

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり議員を派遣したので報告する。

記

(1)

- ・派遣目的 土浦市市制施行80周年記念式典出席のため
- ・派遣場所 茨城県土浦市
- ・派遣期間 令和2年11月3日(1日)
- ・派遣議員 齋藤久代(議長)

(2)

- ・派遣目的 茨城県議長会 第1回議員研修会出席のため
- ・派遣場所 茨城県小美玉市
- ・派遣期間 令和2年11月16日(1日)
- ・派遣議員 結城 繁(副議長)・岩澤 信・久保田真澄

委員会提出議案第3号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

これまで議場に設置していた押しボタンを使用する方式による採決を廃止し、新たに導入したタブレット端末を用いた電子採決システムにより今後の採決を行うこととするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>難いとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>がたいとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>必要があると認めるときは、押しボタン方式により表決をとることができる</u>。</p> <p>4 議長は、<u>前項の規定により押しボタン方式による表決をとろうとするときは、問題を可とする者に賛成のボタンを押させ、当該ボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票と無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(電子採決システムによる投票)

第72条の2 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

2 電子採決システムによる投票による表決において、議長が投票の終了を宣告するまでの間に、出席議員が電子採決システムのいずれのボタンも押していない場合は、当該出席議員は反対のボタンを押したものとみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終了と認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は電子採決システムによる投票により表決を採らなければならない。

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は押しボタン方式により表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票及び電子採決システムによる投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、可能な限り詳細に全ての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、でき得る限り詳細にすべての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

請 願 文 書 表

令和2年第4回定例会

受付 番号	受付 月日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
1 1	11/6	藤代小学校学童トイレ設置 に関する請願	取手市藤代 364-1 来山 義忠 ほか 42 人 (細谷典男)	総務文教
1 2	11/19	核兵器禁止条約の早期批准 を求める意見書提出を求め る請願書	取手市白山 2-14-21 核兵器廃絶国際署名を推進する取手 の会 代表 花澤 楓 ほか 1 人 (関戸 勇)	総務文教
1 3	11/19	「取手市立戸頭北保育所」 の存続を求める請願	取手市戸頭 6-26-12 竹内 有子ほか 6, 041 人 (関戸 勇) (細谷典男)	福祉厚生
1 4	11/19	市民の共感と納得を得る行 政運営に努めることを求め る請願	取手市戸頭 1072-3 森 康行 (細谷典男)	福祉厚生

請願 第11号

受付 令和2年11月 6日

付託 令和2年 月 日

藤代小学校学童トイレ設置に関する請願

紹介議員 細谷典男

・請願趣旨

藤代小学校学童トイレは学童室から外に離れた場所にあります。移動は危険・不便です。雨、雪、強風も避けられない状況にあります。

また裏門からトイレ迄の距離は20Mしかなく、不審者が近づく恐れもあり非常に危険です。

・請願事項

- 1 藤代小学校学童トイレを室内に設置すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年10月30日

請願者代表

住所 取手市藤代364-1

氏名 来山 義忠 ほか42人

取手市議会議長 殿

請願	第12号
受付	令和2年11月19日
付託	令和2年 月 日

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員 関戸 勇

・請願趣旨

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になりました。90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効になります。被爆75年にして「終わりではなく、始まり」です。

1946年創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に定めた。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。「『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることになります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。核兵器保有国とその同盟国が反対をし、核抑止力に固執するだけでなく、核戦略見直しを行い、小型化を図り、何時でも何処でも簡単に使用できる様にしようとしています。核の脅威と恐怖に自国民を陥れる政策を選択しようとしています。

戦争による唯一の被爆国の国民として断じて容認することはできません。

日本国憲法のもと75年間「殺し、殺される」ことのない平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が会議に参加せず、条約に反対し、署名を拒否する姿勢は許されるものではありません。世界の世論の流れに逆行するものです。

1985年12月1日「非核兵器平和都市宣言」を行っている取手市の議会が、政府に対して、「核兵器禁止条約の早期批准を求める」ことを求めるものです。

つきましては、地方自治法第99条に基づき、政府に対し、標記に関する「意見書」を提出していただきたく、地方自治法124条の規定により請願いたします。

2020（令和2）年11月19日

請願者代表

住所 取手市白山2-14-21

氏名 核兵器廃絶国際署名を推進する取手の会
代表 花澤 楓 ほか1人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

請願 第13号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年 月 日

「取手市立戸頭北保育所」の存続を求める請願

紹介議員 関戸 勇 細谷典男

・請願趣旨

取手市は老朽化した施設設備にかかる費用を抑えるなどの理由から、戸頭北保育所の廃止を検討し、令和4年3月31日をもって廃止することを決定したとの説明を保護者に行いました。しかしまだ議会は通っておらず、正式な決定ではないにもかかわらず、強引に廃止に向けて進もうとしています。

保護者からは、素案の説明から廃止決定の説明まであまりにも早すぎ、納得できないとの声や、せめて子どもたち全員が卒園するまで延期して欲しいとの声が出ています。

廃止が実施されると、もともと取手市に12か所あった公立保育所が5か所だけになってしまいます。戸頭地区には2か所あった公立保育所がすべてなくなることになります。

戸頭北保育所は戸頭駅に近く、子育て支援センターや公民館、図書室なども隣にあります。公園にも隣接し緑も大変多い地域にあります。通勤しながら子育てするには大変便利で最高の環境にある保育所です。

市がしっかりと責任を持って管理運営をしていく公立保育所が身近にあることは、子育て世代にとって安心して働き続けることができるなよりの支援となります。そして、そのことは地域の活性化にもつながり、急速に高齢化しつつある戸頭の街づくりにとっても重要な役割を担っています。戸頭北保育所の廃止は戸頭地区にとっても大変な損失となります。

老朽化した戸頭北保育所は廃止ではなく、環境の良いこの地に建て替えあるいは改修工事を行うことが市としてやるべき子育て支援ではないでしょうか。

よって地方自治法124条に基づき下記事項について請願いたします。

・請願事項

- 1 戸頭北保育所を廃止ではなく、存続してください。

令和2年11月19日

請願者代表

住所 取手市戸頭6-26-12

氏名 竹内 有子ほか6,041人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

請願 第14号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年 月 日

市民の共感と納得を得る行政運営に努めることを求める請願

紹介議員 細谷典男

・請願趣旨

市民の共感と納得を得る行政運営を求めます。

戸頭北保育所をめぐる市の対応は一方的であり、特に戸頭地域では不信感が増幅し、市政には何も期待できないという諦めの感情も生まれています。

戸頭北保育所を廃止するの方針を取手市は2020年7月11日に保護者への説明会（第二回説明会）で示しました。突然の廃止の説明に保護者は動揺し、コロナ禍で先の見通しが立たず思うようなことができませんでした。

第一回保護者説明会では2019年11月30日、保育参観の時に何の事前連絡もなく「市役所子育て支援課」の方が、戸頭北保育所廃止の説明をしています。その際「5年以内に北保育所を廃止する案。しかし、決定ではなく検討の検討を行っているところです。」ということまで付け加えています。

この動きを受けて保護者同士が話し合いを行いました。状況は各々異なりますのでアンケートなどを取り、結果をまとめて保護者の声を2020年1月には市に届けました。

その後、アンケートでの疑問点に関する回答など無く7月の説明会で廃止の予定が示されました。8月29日、第三回説明会では早くも「令和4年3月31日廃止決定」とのことでした。同時に移籍希望のアンケートも配布され保護者は不本意ながら移籍先の確保に走らざるを得ませんでした。

この間の経過は、廃止の結論ありきで該当者や市民の要望を可能な限り最大限受け入れるという姿勢は全く見られないことを示しています。

・請願事項

- 1 市民への説明においては率直に事実を明らかにすること
- 2 要望や質問には誠実に対応すること
- 3 当該関係者ばかりではなく、地域の将来に関わりのある案件は幅広く説明を行い、意見を求めること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年11月19日

請願者

住所 茨城県取手市戸頭 1072-3

氏名 森 康行

取手市議会議長 殿

意見書案第13号

福島原発処理汚染水放出に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸 裕美子

〃 〃 細谷 典男

〃 〃 関戸 勇

福島原発処理汚染水放出に関する意見書（案）

東京電力福島第一原発の処理汚染水について、2020年10月27日に、政府は汚染水を海に流すことを決定する予定でしたが、先日これを延期するという報道がありました。中止ではなく延期ということですので、いつ緊急に決定され、放出されるか分かりません。

現在、タンク内の処理汚染水の7割が、トリチウムのみならず、セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質の濃度基準を上回っており、最大で、濃度基準の約2万倍の処理汚染水が貯められています。東電は二次処理をしていますが、実証実験は今年の9月から始まったばかりで、二次処理した結果、どの核種がどの程度残留するかはまだ明らかではありません。

政府はこれまで処理汚染水の処分について、意見を聞く場を設けてきました。

2018年の説明公聴会では、44人中42人が海洋放出に反対しました。また、今年になってから経済産業省は、7回もの「ご意見を伺う場」を開催。その場で、福島県の漁業、林業、農業関係の団体、全漁連などの代表が、明確に海洋放出に反対しました。

福島県では、59市町村のうち41市町村議会が、海洋放出へ反対もしくは慎重な意見書や決議を可決しています。

政府はこのような意見に耳を傾けるべきではないでしょうか。

また、海に流す以外の代替案として、技術者や研究者のグループから「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」という提案もなされていますが、これらについて十分に検討されていません。

たとえ、希釈して海洋投棄されたとしても食物連鎖などの生態系を通じて濃縮されるので、希釈すれば安全ということは、過去に多くの公害問題で繰り返された誤りであり、環境に放出される総量こそが問題です。

よって、政府は、東京電力福島第一原発の処理汚染水を海洋放出することを決定しないことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 環境大臣 復興大臣